

## ★与党(自民党・公明党)が平成28年度税制改正大綱を発表

平成27年12月16日(水)に平成28年度税制改正大綱が与党自民党・公明党から発表されました。今回は個人向け改正点を中心に速報をご案内します(紙面の都合上法人関連の項目は一部のみ抜粋させていただきました)。個人関連では、空き家対策に関連した譲渡所得の特例新設、マイナンバー記載対象書類の見直しが目立った改正項目です。なお、本号は速報版のため内容に不十分な点がありますが予めご承知置き下さい。税制改正関連法案は1月の通常国会で提出の見込みです。

皆様には本年中も大変お世話になりました。良いお年をお迎えください。

(長掛栄一)

### ◎平成28年度税制改正大綱に掲げられた個人関連の主な税制改正項目

税目	項目	内容	時期等
相続税 ・贈与税	結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し	その対象となる不妊治療に要する費用には薬局に支払われるものが含まれることなどを明確化	平成28年以降 (時期の明記なし)
	贈与税の配偶者控除	適用を受けるための申告書に添付すべき登記事項証明書、居住用不動産を取得したことを証する書類に変更。	平成28年1月1日以後の贈与
	農地等の納税猶予制度の見直し(抜粋)	① 贈与税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例について、農地中間管理事業のために貸し付ける場合にあっては、受贈者の納税猶予の適用期間要件(原則10年)は適用しない ② 贈与税の納税猶予の適用を受けることができる者を認定農業者等に限定することとする	平成28年4月1日以後の貸付、贈与
所得税 ・住民税	空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の創設 ※ 相続財産に係る譲渡所得の課税の特例との選択適用	相続開始直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋(昭和56年5月31日以前に建築された家屋(区分所有建築物を除く)であって、当該相続の開始直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかったものに限る)及びその敷地の用に供されていた土地等を当該相続により取得した個人が次に掲げる譲渡をした場合には、当該譲渡に係る譲渡所得の金額について居住用財産の譲渡所得の3,000万円特別控除を適用できることとする。 ① 対象となる家屋(土地家屋同時)譲渡の適用要件 ・当該相続の時から当該譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと ・当該譲渡の時に耐震基準等に適合していること ② 対象家屋を除却後その敷地譲渡の適用要件 ・家屋については、当該相続の時から当該除却の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと ・土地については当該相続の時から当該譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと ※ 譲渡時期の制限： 当該相続開始日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間にしたものに限定 ※ 譲渡対価の制限：譲渡対価が1億円以下のものに限定	平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間の譲渡
	住宅の三世帯同居改修工事等に係る特例の創設(抜粋)	① 住宅の三世帯同居改修工事等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額の特例 →住宅借入金等の年末残高の2%を税額控除 ② 既存住宅に係る三世帯同居改修工事をした場合の所得税額の特別控除 →標準的な工事費用の10%を税額控除	平成28年4月1日から平成31年6月30日までに居住開始

税目	項目	内容	時期等
所得税 ・住民税	居住用財産買換え等の特例適用期限の延長	① 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例 ② 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等 ③ 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等	平成29年12月31日までの譲渡
	スイッチOTC薬控除の創設 ※ 現行の医療費控除と選択適用	健康の維持増進・疾病予防への取組として一定の取組を行う個人が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品購入対価を支払った場合において、その年中に支払総額（保険金等により補填される部分を除く）12,000円を超えるときは、その超える部分の金額（上限88,000円）について、その年分の総所得金額等から控除する	平成29年1月1日から平成33年12月31日までの支払い
	住宅取得等に係る措置の適用期限延長	次に掲げる住宅取得等に係る措置について適用期限を延長 ①住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除 ②特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例 など	適用期限を平成29年12月31日から平成31年6月30日まで延長
	上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象上場株式等の範囲見直し	国外転出する場合の譲渡所得等の特例又は贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用により行ったものとみなされた譲渡を追加	時期の記載なし
	中小企業者等の少額減価償却資産の特例	中小企業者等の少額減価償却資産の特例の適用期限を2年延長 ※法人は従業員数1,000人超の法人を除く	平成30年3月31日まで
固定資産税	中小企業者等が一定の生産性向上設備（仮称）を取得した場合の特例創設	中小企業者等が中小企業の実業性向上に関する法律（仮称）の制定を前提に、中小企業者が同法に規定する認定生産性向上計画（仮称）に記載された生産性向上設備のうち一定の機械及び装置の取得をした場合には、当該機械及び装置に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の2分の1とする措置を講ずる	同法施行日から平成31年3月31日までの取得分
不動産取得税	特例の適用期限延長	次の特例の適用期限を2年延長 ・新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年を経過した日に緩和する特例措置 ・新築住宅特例適用住宅用土地に係る不動産取得税の減額措置（床面積の2倍（200㎡限度）相当額の減額）について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置	平成30年3月31日まで
法人税	税率の引き下げ	・税率を23.9%から段階的に引き下げ 平成28年4月1日以後開始事業年度→23.4% 平成30年4月1日以後開始事業年度→23.2%	
	減価償却制度の見直し ※所得税にも適用	建物附属設備及び構築物並びに工業用の建物償却方法について、定率法を廃止	平成28年4月1日以後取得分
	特例の適用期限延長	・交際費等の損金不算入制度 ・接待飲食費に係る損金算入の特例 ・中小法人に係る損金算入の特例 ・中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置	適用期限を平成30年3月31日まで延長
消費税	10%引上げ時の軽減税率導入 など	・外食を除く飲食料品全般、定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡等について軽減税率導入 ・インボイス制度を平成33年4月1日から導入	
マイナンバー制度	記載対象書類の見直し	次の書類について、個人番号の記載を不要とする ・申告等の主たる手続きと併せて提出され、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる申請書・届出書 ・給与等の支払者などに提出する扶養親族申告書など 別途支払者が個人番号を記載した帳簿を備えている場合	平成29年1月1日以後に提出すべき書類（施行日前も記載不要）